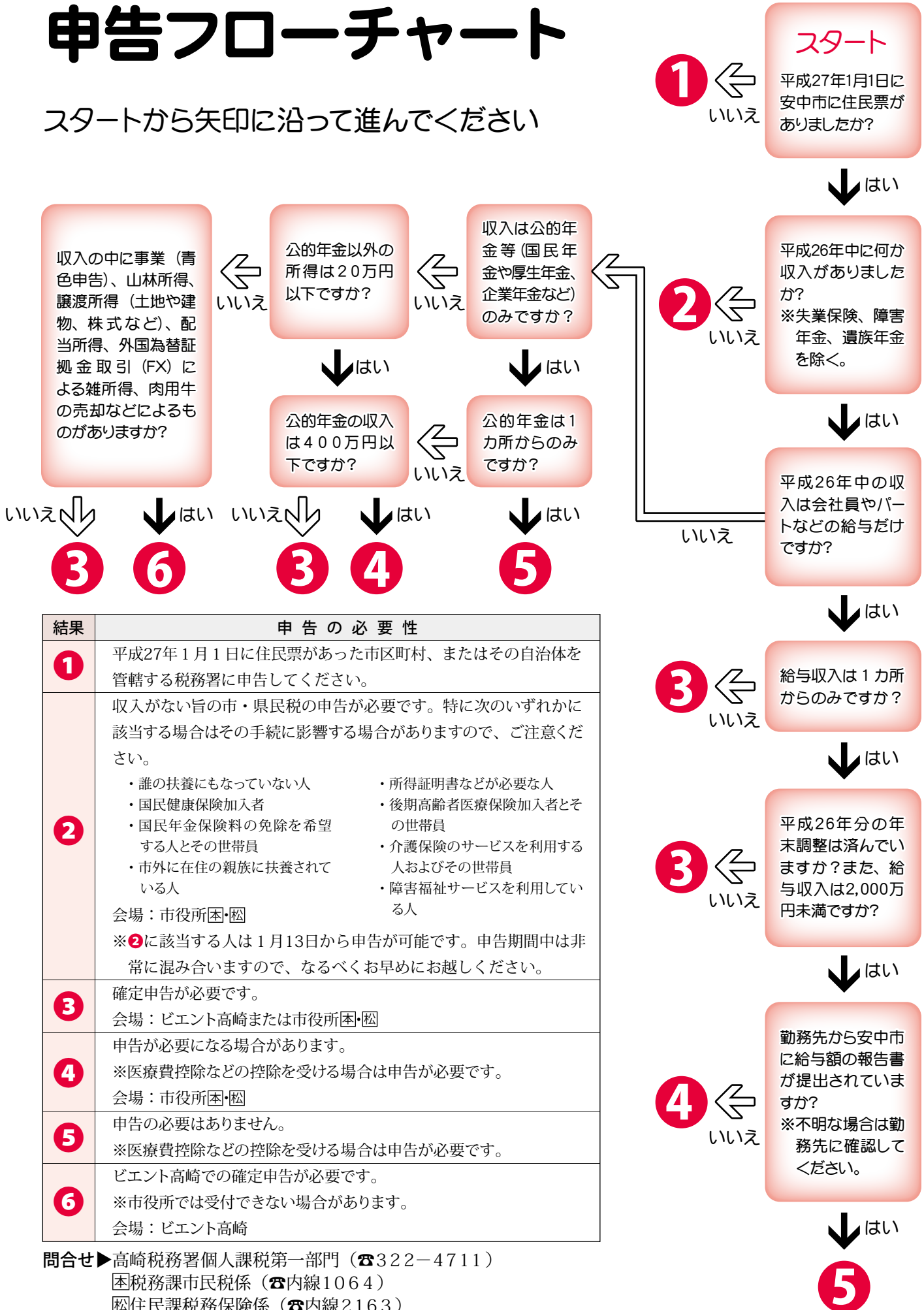


## 申告フローチャート

スタートから矢印に沿って進んでください



結果	申告の必要性
①	平成27年1月1日に住民票があった市区町村、またはその自治体を管轄する税務署に申告してください。
②	収入がない旨の市・県民税の申告が必要です。特に次のいずれかに該当する場合はその手続に影響する場合がありますので、ご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>誰の扶養にもなっていない人</li> <li>国民健康保険加入者</li> <li>国民年金保険料の免除を希望する人とその世帯員</li> <li>市外に在住の親族に扶養されている人</li> <li>所得証明書などが必要な人</li> <li>後期高齢者医療保険加入者とその世帯員</li> <li>介護保険のサービスを利用する人およびその世帯員</li> <li>障害福祉サービスを利用している人</li> </ul> 会場：市役所 <sup>困</sup> ・ <sup>窓</sup> ※②に該当する人は1月13日から申告が可能です。申告期間中は非常に混み合いますので、なるべくお早めにお越しください。
③	確定申告が必要です。 会場：ビエント高崎または市役所 <sup>困</sup> ・ <sup>窓</sup>
④	申告が必要になる場合があります。 ※医療費控除などの控除を受ける場合は申告が必要です。 会場：市役所 <sup>困</sup> ・ <sup>窓</sup>
⑤	申告の必要はありません。 ※医療費控除などの控除を受ける場合は申告が必要です。
⑥	ビエント高崎での確定申告が必要です。 ※市役所では受付できない場合があります。 会場：ビエント高崎

問合せ▶高崎税務署個人課税第一部門 (☎322-4711)  
 困税務課市民税係 (☎内線1064)  
 窓住民課税務保険係 (☎内線2163)